

**庄内町農産物交流施設(道の駅しょうない)電気自動車急速充電設備設置事業
公募型プロポーザル審査要領**

1 趣旨

本要領は、庄内町農産物交流施設（道の駅しょうない）電気自動車急速充電設備設置事業に係る公募型プロポーザルにおける最優秀者及び次点者の選定にあたり、庄内町農産物交流施設（道の駅しょうない）電気自動車急速充電器設備設置事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、評価基準及びその他必要な事項について定めるものとする。

2 選定委員会

最優秀者及び次点者の選定は、庄内町農産物交流施設（道の駅しょうない）電気自動車急速充電設備設置事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

3 選定方法

本事業の最優秀者の選定のため、実施要領に基づき、第一次審査及び第二次審査を行い、選定委員会の審議により最優秀者1者及び次点者1者を選定する。

(1) 第一次審査

参加表明書提出者の中から、提出書類に基づき審査を行い、第二次審査参加者（提案書等提出者）を選定する。

(2) 第二次審査

提案書等の提出者の中から、提案内容及びヒアリングに基づき審議を行い、最優秀及び次点の提案書等を特定する。

4 第一次審査

(1) 審査

参加表明書提出者から提出された書類に基づき、実施要領「4 参加資格」に定める要件の確認を行うとともに、各参加表明書提出者の評価点を決定し、評価点の上位5者を第二次審査参加者として選定し、選定委員会に報告するものとする。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等	10点
履行保証力	履行保証の面で心配はないか	自己資本比率等	10点
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等	10点

地域精通度	業務対象エリアの特殊 情報に熟知しているか	東北6県及び新潟県における過去の 業務実績等	10点
-------	--------------------------	---------------------------	-----

(3) 結果の公表

審査の結果は、参加申込書提出者全員に通知する。

5 第二次審査

(1) ヒアリング

第一次審査通過者により提出された提案書等について、下記に定める評価基準に従い、書類及びヒアリングの内容により審査を実施する。

(2) 評価項目及び評価点

選定委員は、提案書等の内容、ヒアリング及び提示見積額から評価点を算定する。
評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

評価項目	評価基準		配点
業務評価	事業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールが明確かつ妥当性があるか。また、事業の実現可能性があるか。 ・電気自動車急速充電設備(以下「EV 充電設備」という。)の設置、撤去工事のスケジュールは遂行可能な提案になっているか。 ・「令和6年度補正予算充電・充てんインフラ補助金」の補助要件に適した提案になっているか。 	20点
	設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・提案される充電器は仕様書に即したもののか。 ・利便性が良く、景観を損なわない設置となっているか。 ・EV 充電設備と車が接触し難い設計であると見込まれるか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。建物や既存の系統、配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。 	20点
	運営管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の方法や運営方法が具体的かつ町に負担を与えないものとなっているか。 保守管理は充電器の長寿命化に寄与するか。 ・決済方法を含め、操作方法等、利用者が利用しやすい仕様となっているか。 ・EV 充電設備の利用状況を管理できる仕様になっているか。 	20点

		・トラブル等の緊急事態が発生した時の対応及び 人員体制について明確かつ妥当性があるか。	
	町内事業者の 活用	・町内事業者を活用する提案であるか。	10点
	独自提案	・脱炭素社会の促進に向けた普及啓発や企画、ま たは、その他当該事業の目的に資する提案があ るか。また、それが実現可能であるか。	10点
価格提案評価	見積金額の妥 当性	・見積は限度内であって妥当か、設計・施工に見 合った額であるか ・町の費用負担が小さくなる仕組みを取り入れて いるか	30点
合 計			110点

※採点方法

選定委員は、提案に対し上記評価項目について、下記のとおり採点する。

採点基準	10点満点の場合	20点満点の場合	30点満点の場合
特に優れている	10点	20点	30点
優れている	8点	16点	25点
普通	6点	12点	20点
やや不十分	4点	8点	15点
不十分	2点	4点	10点
評価不能	0点	0点	0点

6 最優秀者及び次点者の特定

- (1) 第二次審査において評価点の合計が最も高い提案書等提出者を最優秀者、次に点数の高い者を次点者として特定する。
- (2) 評価点と同点の場合は、価格提案評価が高い者を特定するものとする。
- (3) 審査の結果は、第二次審査参加者に対し電子メール又は郵送により通知するとともに、町のホームページで公表する。